

「患者の権利法」をつくろう！

佐々木 菜美

患者の権利法をつくる会世話人

「私って元気だけがとりえなの」そんなふうに見えるって、本当にすてきなことですね。なんといっても健康が一番の財産です。でも、どんなに健康な人でも、いつの日か必ずやってくる“死”という運命に逆らうことはできません。そして、その運命に直面したとき、せめて心安らかに感謝の言葉を遺したいものですね。そう願うからこそ、私たちは毎日を有意義に、悔いなく送りたいと望むのかもしれない。

言い替えば、私たちは「より良く死ぬ」ために「より良く生きる」という努力を、日々積み重ねているのです。そういう意味で、私たちと医療との関わり方を考えてみましょう。

私たちの国では、ほとんどの人が病院で生まれるようになりました。人は生涯の間に幾度となく病院を訪れ、「より良く生きる」ために医療の提供を受けます。そして最期には、「より良く死ぬ」ために医療の援助を受けているのです。しかし、これほど密接に関わっている医療と、私たちは上手につき合っているのでしょうか。残念ながら答えは“No”です。

私たちは一歩病院に足を踏み入れた時から、患者と見なされます。多くの場合、患者はたいした説明もなく機械的に(当人だけはひたすら怖れかしこまりながら)診察、検査を受け、大量の薬を購入しています。

つまり、患者は貴重な時間と金銭を消費して、みずからの意志で病院にかかっているにもかかわらず、十分な情報を与えられていないのです。そのため、自己の治療について決定することはおろか、考える機会すら失っているのです。自分の身

体のことなのに、「おまかせします」の一言ですませてしまっただけにいいのでしょうか。患者(医療消費者)として当然の権利が軽視されてはいないのでしょうか。

「自分の病気についてもっと知りたい」「人間らしい応対をしてほしい」そう思う気持ちを現実反映するために、「患者の権利法」をつくろうという運動が今展開されています。心強いことに、すでに欧米などでは、この患者の権利を法的に擁護している国が少なからず存在しているのです。

一方、この「患者の権利法」については、医療者側のみを法律で拘束するものと反対する意見もあります。従来つちかってきた信頼関係をあえて法律で規定しなければならないのか、という声もあります。

しかしながら、この法律は医療提供者と患者の対立をもたらすものではないのです。なぜなら、お互いが十分に話し合うことで対等な信頼関係が生まれ、共通の認識に基づいたより良い医療の選択が可能になるからです。そして、積極的に医療に参加しようとする患者の意識は、きっとより高い治療効果につながるはずです。

医療はもはや恩典として与えられるべきものではなく、各自の主体的参加によって育むものなのです。

「与えられる医療から参加する医療へ」この創造的運動に、あなたも取り組んでみませんか。そして、「より良く生きる」ための「より良い医療」を皆でつくろうではありませんか。

患者の権利法をつくる会東京連絡事務局

TEL 03(3561)9160